

グループホーム こもれび

認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

介護予防認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団村重医院が開設する認知症対応型共同生活介護事業グループホーム「こもれび」(以下「事業所」という)が行う指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従事者が要介護・要支援状態にある認知症の高齢者に対して、以下の運営の理念及び基本方針に基づき、適正な運営を図ることを目的とする。

(運営の理念及び基本方針)

第2条 (運営の理念) 家庭的で楽しい雰囲気のもとで、持っている能力を発揮され尊厳ある生活を続けることができるように支援します。

(運営の基本方針) 1・ゆっくりいっしょに楽しく暮らします
2・人の尊厳を守ります
3・変わらぬ環境を整えます
4・持っている力を活かします

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ; グループホーム 「こもれび」
- 二 所在地 ; 山口県山陽小野田市大字有帆字真土 535-118

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名

(介護従事者と兼務)

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

- 二 計画作成担当者 2名

(2名は介護従事者と兼務)

計画作成担当者は、適切な介護サービスが提供されるよう、計画作成を行う。

三 看護職員 2 名
(介護従事者と兼務)

四 介護従事者 15 名
1 名は管理者と兼務、2 名は計画作成担当者と兼務、2 名看護職員と兼務)
介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第 5 条 事業所の定員は 18 名とする。(個室 18 室／2 ユニット)
(定員の遵守)

第 6 条 災害など止むを得ない場合を除き、入所定員及び居室の定員を超え入所させない。

(設備に関する基準)

第 7 条 事業所は 2 つの共同生活住居を有する。(2 ユニット。9 名／ユニット)

第 8 条 サービスの提供を求められた場合には、その被保険者証によって被保険者
資格、有効期間を確認する。

- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記されている場合には、当該意見に配慮し
サービスを提供する。

(入退居)

第 9 条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護は、要介護認定審査を受けた要介護・
要支援 2 であって認知症の状態にあるもののうち、少人数による共同生活を営むこと
に支障がない者に提供する。

- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により当該入居申込者が認知症症
状を有する者であることの確認を行う。
- 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要
なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の介護保険施設、
病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとする。
- 4 入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努め
る。
- 5 入居者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が他
の指定居宅介護サービス等を利用することによって、自宅において日常生活を営むこ
とができるかどうかを検討しなければならない。
- 6 利用者の退居の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境
や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行う。

- 7 事業者は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(入退所の記録の記載)

第 10 条 事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載する。

(入居者に関する保険者への通知)

第 11 条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞無く、意見を付してその旨を保険者である市町村に通知する。

- 1 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わない事により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 2 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

(指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第 12 条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行わなければならない。

- 2 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われるよう努める。
- 3 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護は、第 14 条第一項に規定する認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 4 共同生活住居における介護従業者は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解し易いように説明を行う。
- 5 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- 6 事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努める。

(調査への協力)

第 13 条 事業者は、提供した（介護予防）認知症対応型共同生活介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うように努める。

(認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）計画の作成)

- 第 14 条 管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）計画（以下「介護計画」という）の作成に関する業務を担当させる。
- 2 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護計画を作成する。
 - 3 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じた介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明する。
 - 4 介護計画の作成に当たっては、他のインフォーマルなサービスの活用その他の多様な活動の確保に努める。
 - 5 計画作成担当者は、介護計画の作成後においても、他の介護従業者、利用者が介護計画に基づき利用できる他の指定居宅サービス等を行う者（主に、指定居宅療養管理指導事業所）との連絡を継続的に行うことにより、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。
 - 6 第 1 項から第 4 項までの規定は、前項に規定する介護計画の変更について準用する。

(介 護)

- 第 15 条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うこととする。
- 2 1 週間に 2 回以上、適切な方法により入居者の希望に基づいて入居者を入浴させ、または清拭する。
 - 3 心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
 - 4 おむつを使用せざるを得ない入居者について、おむつを適切に交換する。
 - 5 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
 - 6 日勤帯においては常時 3 人以上の介護従事者を配置する。
 - 7 事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせない。
 - 8 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努める。

(相談及び情報提供)

- 第 16 条 入居者またはその家族に対して、その求めに応じて適切に応じるとともに、必要な助言その他の情報提供を行う。

(社会生活上の便宜の提供等)

- 第 17 条 利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めることとする。
- 2 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行う。
 - 3 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(管理者による管理)

- 第 18 条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、居宅サービス事業所、病院、診

療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一施設内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(計画作成担当者による計画作成)

第 19 条 共同生活住居の計画作成担当者は、同時に介護保険施設、居宅サービス事業所、病院、診療所又は社会福祉施設に勤務する者であってはならない。

(勤務体制の確保等)

第 20 条 利用者に対し、適切な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、介護従事者の勤務の体制を定める。

2 前項の介護従事者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する。

3 介護従事者の資質の向上のために、その研修の機会を次のとおり設ける。

一 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

二 継続研修 年 2 回

(協力医療機関)

第 21 条 利用者の病状の急変及びサービスの提供体制の確保等のため、協力医療機関等を以下に定める。

一 協力医療機関 医療法人 社団 村重医院

二 連携施設 山陽小野田市民病院、小野田赤十字病院
ほかお歯科クリニック

(利用料等の受領)

第 22 条 事業者は、利用料の額については厚生労働大臣の定めるものとし、法定代理受領サービスに該当する指定（介護予防・短期利用）認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として当該指定（介護予防）認知症対応共同生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定（介護予防・短期利用）認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受ける。その額については重要事項説明書に表記した額とする。

3 支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受ける。

一 食材費 1,700 円／日

実費とする。但し、当該利用者がその提供に従事できない場合には別途、食事の提供費用を算定する場合もある。

二 家賃 35,000 円／月

三 共益費 10,200 円／月

(日用品・日用娯楽費,修繕費等)

四 光熱水費 10,200 円／月

五 おやつ代 3,000 円／月

短期利用認知症対応型共同生活介護費

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| 一 居室の提供 | 2500 円／日 |
| 二 食事費 | 1700 円／日 朝食 400 円 昼食 650 円 夕食 650 円 |
| 三 おやつ代 | 100 円／日 |
| 四 光熱費 | 500 円／日 |

1 回の利用が、30 日以内の期間に限ります。

五 前各号に掲げるもののほか、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。

- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

（利用料に含まれない費用）

第 23 条 前条に規定される利用料には、協力医療機関、他の居宅介護サービス事業所等から提供される医療保険および、介護保険に伴う費用は含まれない。

（入居資格の確認）

第 24 条 入居者は入居申込に際して、被保険者証を提示し、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の期間を明らかにしなければならない。

（保証人の設定）

第 25 条 入居者は入居に際して、事業所が用意する入居申込書、サービス提供契約書に署名捺印して提出するとともに、適切な保証人を立てて報告しなければならない。

（日課の励行）

第 26 条 利用者は計画作成担当者の作成した介護計画に基づいた日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

（外出及び外泊）

第 27 条 入居者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届ける。

- 2 入院等で利用者が居室を一定期間退出する際、その居室の保証は事業所、医師、本人、家族、親族等との相談の上決定する。その期間は第 22 条 3 項に掲げる費用の家賃のみ日割りで支払いを受けるものとする。

（健康保持）

第 28 条 入居者は健康に留意するものとし、事業所で行う健康診査は特別な理由がない限り受診する。

（衛生保持）

第 29 条 入居者は、居室の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために事業所に協力する。

(禁止行為)

第 30 条 入居者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の入居者に迷惑を及ぼすこと。
- 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に共同生活住居もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
- 六 同時に入居している他の利用者に関する秘密を漏らすこと。

2 上記各号に規定する事項は、入居者の家族にも適用する。

3 利用者に対し身体的拘束等を行わない。ただし、①本人又は他の入所者等に生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高く②代替する介護方法がなく③一時的なものに限られる場合は止むを得ずこれを行う場合がある。そして、以上の条件下で身体的拘束等を行う可能性がある場合には、あらかじめ文書により家族・親族・身元引受人等から同意を得る。

ここに言う「身体拘束」とは、1) 車いすやいす・ベッドに体幹・四肢を縛る。2) ベッドを柵で囲む。3) 四肢を縛る又はミトン型手袋を着用。4) 車いすY字拘束帯・腰ベルト・テーブル等で立ち上がり抑制。5) 介護着 6) 向精神薬の過剰服用。7) 居室に施錠隔離。等を言う。

(退居の勧告)

第 31 条 故意または重大な過失により、前条に規定する禁止行為を頻回に繰り返す場合にあっては、事業者は入居者及びその保証人に退居を勧告する場合がある。

2 サービス提供契約書および介護計画に規定されたサービスを受けた利用者が、故意または重大な過失により事業所が請求する法定代理サービス費やその他のサービス費用等を指定する期限のうちに納めなかった場合には、保証人にその旨を報告し退居を勧告する場合がある。

3 入居者が当該指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の対象でなくなった場合、または保険料の滞納などにより介護保険被保険者の資格を失った場合は、遅滞なく保険者である市町村に通知し対応策を検討する。この結果により退居を勧告する場合がある。

(非常災害対策)

第 32 条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

2 非常災害に備え、少なくとも 6 ヶ月に 1 回は避難、救出その他必要な訓練等を行う。

(掲示)

第 33 条 事業所内の見やすい場所に、運営規定の概要、従業員の勤務体制、協力医療機関等、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第 34 条 事業所の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た入居者またはその家族の秘

密を漏らさない。

- 2 退職者、離職者等が、正当な理由なく、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らさぬよう必要な措置を講じる。
- 3 指定居宅介護支援事業所等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者またはその家族の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第 35 条 居宅介護支援事業者又はその従業者が要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、その事業者又はその従業者に金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退去者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第 36 条 サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、介護従事者等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

(提供拒否の禁止)

第 37 条 事業者は、正当な理由なく指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を拒んではならない。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第 38 条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 指定居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(保険給付の請求の為の証明書の交付)

第 39 条 法定代理サービスに該当しない指定（介護予防）認知症対応型生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(広告)

第 40 条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものを広告しない。

(苦情処理)

第 41 条 提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に、必要な措置を講じる。

2 提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に関し、介護保険法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努める。

3 提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第二号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第 42 条 利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(会計の区分)

第 43 条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

2 従業員の福利厚生費や通信にかかる費用等、医療法人社団村重医院の他の事業に係る費用と明確に区分できない費用に関しては、収入額や人件費等の適切な指標を用いて案分する。

(記録の整備)

第 44 条 事業者は従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておく。

2 利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から二年間保存する。

(緊急時等の対応)

第 45 条 介護従事者は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(管理者の責務)

第 46 条 管理者は、従業者の管理及び指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 所属長は、従業者に運営規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(衛生管理等)

第 47 条 利用者の使用する居室、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

2 共同生活住居において感染症が発生、又はまん延しないように必要な措置を講じる。

(地域等との連携)

第 48 条 指定（介護予防）認知症対

する応型共同生活介護事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(虐待防止に関する事項)

第 49 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告するものとする。

(その他)

第 49 条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団村重医院と施設長との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成 16 年 1 月 1 日より施行する。

一部改正は、平成 17 年 12 月 12 日より施行する。

一部改正は、平成 21 年 11 月 1 日より施行する。

一部改正は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

一部改正は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

一部改正は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

一部改正は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

一部改正は、平成 27 年 8 月 1 日より施行する。

一部改正は、平成 27 年 11 月 1 日より施行する。

一部改正は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

一部改正は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

一部改正は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

一部改正は、令和元年 10 月 1 日より施行する。

一部改正は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

一部改正は、令和 2 年 5 月 1 日より施行する。

一部改正は、令和3年4月1日より施行する。
一部改正は、令和4年4月1日より施行する。
一部改正は、令和4年10月1日より施行する。
一部改正は、令和5年4月1日より施行する。
一部改正は、令和5年8月1日より施行する。
一部改正は、令和6年4月1日より施行する。